

**鳥取県告示第573号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年9月28日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

退任した役員の氏名及び住所

理 事 勝 部 博 史 西伯郡伯耆町遠藤25

平成22年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 勝 部 明 吉 西伯郡伯耆町遠藤367

平成22年4月1日就任 任期 平成25年4月18日まで